

## 保護者の方へ お子さまが予防接種を受ける前にお読みください

### 1 予防接種の効果と副反応について

予防接種は、感染症の感染、発症、重症化の予防や、感染の拡大を防止するために行われています。予防接種を受けたかたの多くが、その疾病に対する免疫を獲得しますが、100%ではありません。

また、接種後に、軽い副反応がみられることがあり、極めて稀ですが、重い副反応がおこることがあります。予防接種後に見られる副反応としては、下記のとおりです。

#### (1) 通常見られる反応

ワクチンの種類によっても異なりますが、発熱、接種局所の発赤・腫脹（はれ）、硬結（しこり）、発疹などが比較的高い頻度（数%から数十%）で認められます。通常、数日以内に自然に治るので心配の必要はありません。

#### (2) 重い副反応

予防接種を受けたあと、接種局所のひどい腫脹（はれ）、高熱、ひきつけなどの症状がある場合は、医師の診察を受けてください。お子さんの症状が予防接種後副反応報告基準に該当する場合は、医師から厚生労働大臣へ副反応の報告が行われます。

ワクチンの種類によっては、極めてまれ（百万から数百万人に1人程度）に脳炎や神経障害などの重い副反応が生じることもあります。

#### (3) ワクチン接種後の注意

年長児・成人の場合、注射の痛みや恐怖、不安から自律神経系が刺激され、接種直後に血管迷走神経反射による顔色不良、気分不良、失神等の症状が起こることがありますが、横になってしばらく休むことで回復します。

#### (4) 紛れ込み反応

予防接種を受けたしばらく後に何らかの症状が出現すれば、予防接種が原因ではないかと疑われることがあります。しかし、たまたま同じ時期に発症した他の感染症などが原因であることが明らかになることもあります。これを「紛れ込み反応」と言います。

### 2 予防接種による健康被害救済制度

定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障がでるような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく補償を受けられる場合があります。健康被害の程度等に応じて、医療費、医療手当、障害児養育年金、障害年金、死亡一時金、葬祭料の区分があり、法律で定められた金額が支給されます。

しかし、副反応にはワクチンの接種が原因ではなく、偶然、ワクチン接種と同時期に発症した感染症などが原因であることがあります。そのため、その健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因(予防接種をする前あるいは後に紛れ込んだ感染症あるいは別の原因等)によるものなのかの因果関係を、予防接種・感染症医療・法律等、各分野の専門家からなる国の審査会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合に補償を受けることができます。

※予防接種による健康被害が生じた場合には、診療した医師、健康増進課へご相談ください。

これまで記載されている内容をよく読み、十分理解した上で、お子さまの予防接種について、受けるかどうか判断してください。

(問い合わせ) 川口市保健所 健康増進課 TEL 048-256-1135 FAX 048-256-2023